

【バナー広告掲載基準】

1. バナー広告掲載期間は、広告主と本会双方が掲載を確認した日の翌月 1 日から起算し契約終了月末日までとします。
2. 下記の項目に該当する場合は、掲載をお断りすることがあります。
 - (1). 責任の所在が不明なもの
 - (2). フードバンク信州が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの
 - (3). 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となる恐れのあるもの
 - (4). 氏名、写真、談話、および商標、著作権、特許などを無断で使用したもの
 - (5). 社会的秩序を乱すような表現あるいはコンテンツ
 - (6). 非科学的または迷信に類するもので、ユーザーを迷わせたり、不安を与える恐れがあるもの
 - (7). 詐欺的なもの、またはいわゆる不良商法とみなされるもの
 - (8). その他、本会が不適切と判断したもの

フードバンク信州が不適切と判断したバナーコンテンツに関しては、フードバンク信州は広告主の許可なく一方的にバナー広告掲載を中止または停止することができることと致します。掲載期間を残して中止、停止措置の講じられたバナーに関し、フードバンク信州は広告料の返金措置は一切講じませんのでご注意ください。

また、ネットワークダウンなどの不慮の事情による損害には本会は責任を負いません。

以上